

次期恵庭市都市公園・公共緑地等運営管理業務の
指定管理者選定に係るサウンディング型市場調査

実施要領

恵庭市

令和5年4月

**次期恵庭市都市公園・公共緑地等運営管理業務の
指定管理者選定に係るサウンディング型市場調査の実施について**

1 はじめに

現在、恵庭市では、都市公園・公共緑地等の運営管理について、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、民間事業者のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減等を図るために指定管理者制度を導入しており、令和5年度中に令和6年度から5年間の運営管理を担う次期指定管理者を選定する予定です。

指定管理者の選定にあたり、公園施設の老朽化や樹木の太木化・老木化、多様化する住民ニーズへの対応、経費の圧縮等、様々な課題の解決、国が令和5年3月に公表した「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」などの主旨を踏まえた指定管理者の公募となるよう、その諸条件を検討していきたいと考えております。

そこで、民間事業者との対話を通じ、これらに関するアイデアやノウハウをご提案頂くとともに、市場性や事業規模の把握を行うためにサウンディングを下記のとおり実施します。

本調査の結果を踏まえ、指定管理者の公募に際しての諸条件を検討していきたいと考えておりますので、多くの民間事業者の皆様の参加をお願いいたします。

2 調査の内容

(1) **対象施設** 恵庭市内の都市公園 153 箇所、公園予定地 4 箇所、公共緑地等 10 箇所

(2) **指定管理費実績値** 150,000 千円/年(消費税含む)

(上記対象施設を一括で管理した場合の R1～R5 実績による概算費用)

(3) **調査の対象者**

当該施設の運営管理に関心のある法人等とします。個人の方は参加できません。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 21 年 1 月 15 日実施）に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は恵庭市暴力団排除条例第 2 条第 1 号、同上第 2 号、又は同条第 4 号に該当する者
- ⑤市税等を滞納している者

(4) **対話の内容**

- ①事業への参画意向(参画可能な事業規模、体制)
- ②事業へ参画するための条件及び課題
- ③事業者から見た対象施設の課題やポテンシャル
- ④民間ノウハウを活用した市民サービスの向上に関すること（例：新たな公園の活用方法、効果的な公園樹、公園施設管理、受付事業の工夫、自主事業、利用料金制度の導入等）
- ⑤経費縮減、歳入確保のための効率的な取り組み

まずは、民間事業者の皆さまに施設の現状、課題等を知っていただき、そのうえで皆さまからの施設運営や公募条件に関するご意見・提案・質問や、施設の効率的な運営、魅力向上、市民サービスの向上などに関するご意見・ご提案を頂きたいと考えています。

3. スケジュール

実施方針の公表	令和5年4月10日
サウンディング参加申込期限	令和5年4月24日
サウンディング実施日時、場所連絡	令和5年4月24日（個別対話）
対話シートの提出期限	令和5年4月26日または27日 （サウンディング時持参）
サウンディングの実施	令和5年4月26日または27日
実施結果概要の公表	令和5年5月10日
指定管理者募集開始	令和5年7～8月（予定）

4. サウンディングの手続き

（1）サウンディングの参加申込

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙2のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにてご提出下さい。

- ① 申込受付期間
令和5年4月10日(月)～4月24日(月)17時
- ② 申込先
7. 問い合わせ先のとおり

（2）サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた民間事業者の担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承下さい。

（3）サウンディングの実施

① 実施日時

令和5年4月26日(水)または4月27日(木) (予定)

② 所要時間

30分～1時間程度

③ 場所

恵庭市役所第2庁舎 大会議室または中会議室

④ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。対話をスムーズに実施できるように、申込者には事前に事業説明参考資料、対話シートを送付いたします。送付した資料をご確認頂き、対話シートへご意見等を記載の上、対話時に持参いただきますようお願いいたします。その他、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、市への提出分として計2部ご持参ください。

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

5. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績を、事業者公募における評価の対象とすることがあります。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話(文書照会含む)やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

6. 別紙・参考資料

別紙 1-1 都市公園等管理図

別紙 1-2 予定指定管理対象都市公園・公共緑地一覧表

別紙 1-3 現指定管理運営業務仕様書

別紙 2 エントリーシート

別紙 3 対話シート

7. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

恵庭市 建設部 公園緑地課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131 内線 2421

e-mail kouenryokuchi@city.eniwa.hokkaido.jp